

令和4年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

令和 4年4月27日(水)
午後 2時30分 開 会

1. 出席議員

1番	鵜野 範之	議員	2番	畑地 誉	議員
3番	久保 元宏	議員	4番	高田 勲	議員
5番	篠原 暁	議員	6番	伊藤 淳	議員
7番	長野 時敏	議員	8番	上野 敏夫	議員
9番	小峯 聡	議員	10番	大沼 恒雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 横山 茂 君
教育長 吉田 憲司 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史 君	総務財政課長	村中 博隆 君
産業創出課長	赤井 圭二 君	農業推進課長	前田 昌清 君
住民生活課長	嶋田 英樹 君	建設課長	瀧本 周三 君
保健福祉課長	小玉 好紀 君	和風園園長	安念 昌典 君
旭寿園園長	荒川 幸太 君	会計管理者	按田 義輝 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 黒田 美和 君 書記 中山 裕樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度沼田町一般会計補正予算専決第1号)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算専決第1号)
議案第33号	沼田町営高穂スキー場ロッジ改築工事の請負契約について
議案第34号	令和4年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）これより本日を以って招集されました令和4年第2回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会 議 録 署 名 議 員 の 指 名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、畑地議員、3番、久保議員を指名致します。

(会 期 の 決 定)

○議長（小峯聡議長）日程第2。会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3。承認第1号。専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。議長。承認第1号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和4年4月27日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和4年3月31日。町長名でございます。条文の朗読を省略し、提案理由を説明致します。本改正は、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が改正公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、3月31日をもって町税条例の改正が必要となったものであります。ご承認のほど、よろし

くお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）今の地方税法の改正では分かるんだけど、せめてどこがどの位変わったかぐらい説明してほしいんですけども。

○議長（小峯聡議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）いくつかの項目について改正がなされておりますが、その中でも主な改正内容として、例えば省エネ改修住宅を行った住宅に係わる特例の拡充等に伴う改正など多様な改正が行われておりますことでございます。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。はい。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4。承認第2号。専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）議長。承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和4年4月27日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和4年3月31日。町長名でございます。条文の朗読を省略し、提案理由の説明を致します。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令ほか、関係法令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴って、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正して、4月1日から施行することが必要であったことから専決処分したものであります。主な改正内容と致しまして、課税の現額に対する限度額を2万円引き上げたこ

となどが改正内容でございます。以上、ご承認のほど、よろしくお願い致します。
○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5。承認第3号。専決処分の承認を求めることについて（令和4年度沼田町一般会計補正予算専決第1号）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和4年4月27日提出。町長名でございます。1枚お捲りいただきます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、令和4年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。令和4年4月6日。町長名でございます。別冊の令和4年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）2頁をお開き願いたいと思います。令和4年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）。令和4年度沼田町の一般会計の補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,109万1千円と定める。2項省略させていただきます。令和4年4月6日。町長名でございます。本専決予算につきましては、グループホームなごみにおきまして、本年3月25日の消防用設備点検でスプリンクラーが正常に動作しないことが発覚し、調査の結果、電動弁の故障と判明致しました。本件につきましては人命にも関わり、緊急を要する修繕工事であることから専決処分と致したものでございます。8頁をお開き願いたいと思います。歳出でございます。3款民生費、1項3目介護支援費、27節繰出金109万1千円の計上でございます。グループホーム特別会計で提案、説明致しますスプリンクラ

一改修工事に要する経費について繰出すための予算計上でございます。7頁へお戻り下さい。7頁、歳入でございます。12款地方交付税、1項1目地方交付税109万1千円の増額補正であります。歳出でご説明申し上げました補正額に、地方交付税を増額致しまして収支の均衡を図ったものでございます。以上、申し上げまして提案説明とさせていただきます。ご承認のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第6。承認第4号。専決処分の承認を求めることについて（令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算専決第1号）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太施設長）はい。承認第4号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和4年4月27日提出。町長名でございます。次頁をお開き願います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。令和4年4月6日。町長名でございます。別冊、令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（専決第1号）の2頁目をお開き願います。令和4年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（専決第1号）。令和4年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,174万2千円と定める。2項については省略させていただきます。令和4年4月6日。町長名でございます。それでは今回の補正予算専決第1号の主な内容についてご説明致します。先ほど総務財政課長から

ご説明ありましたとおり、消防用設備点検、年2回実施が義務付けられておりますが、2回目の点検によりまして、施設内のスプリンクラーが正常動作しないことを受けまして、主な要因としまして、スプリンクラー動作と連動している地下ピット内にある電動弁の破損であることが判明したため、これに伴う工事費の補正となっております。7頁をお開き願います。

(「説明省略」の声あり)

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第7。議案第33号。沼田町営高穂スキー場ロッジ改築工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）議長。議案第33号。沼田町営高穂スキー場ロッジ改築工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10パーセント以内において変更することができる。記。1、契約の目的、沼田町営高穂スキー場ロッジ改築工事。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約金額、1億9,855万円。4、契約の相手方、深川市5条11番9号、寺岡・広進特定建設工事共同企業体、寺岡工務株式会社、代表取締役社長、岩渕賢二。5、工事場所、沼田町字高穂。6、工期、本契約締結通知日から令和4年11月30日まで。令和4年4月27日提出。町長名でございます。本工事の概要についてご説明申し上げます。今回改築する高穂スキー場ロッジは建設後45年を経過し、老朽化が進んでおり、手狭であることや、駐車場も手狭であることから、リフトの更新に併せてロッジの改築を実施するものでございます。本工事の主な内容は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積299.81平方メー

トルの建物と、駐車場、自家用車20台分の路盤整備が主な内容でございます。なお、今回の契約に当たっての入札は、一般競争入札により実施しており、3月22日に公告し、同日から4月15日まで入札参加の申込を受付し、4月26日に入札を実施致しました。次の頁には資料と致しまして入札参加業者を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。以上、沼田町営高穂スキー場ロッジ改築工事の概要説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○10番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）一般競争入札のやり方において、一般競争入札ということだったんだけど、地域はどの辺を限定されてやったのか、地域限定がどこら辺まであったのかっていうのが1点。それから入札参加業者名が1社しかないんだけど、1社だけだったのか。その辺2点お願いします。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）まず今ほどお話のありましたエリアにつきましては、道内に会社がありまして、北空知管内に本社若しくは支店のある会社を対象に募集をかけております。あと今回の、あくまでも一般競争入札に参加があったのは1社のみでございまして、公告段階で1社のみの場合でも入札を実施するということでの公告を実施してございます。以上でございます。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）エリアでね、これはやられてる入札の仕方は分かったんだけど、ただこの場合ね、特定建設共同、まあJVですよ、で、この位の工事金額だったら例えば道のAなりの事業者さんでもできたんじゃないかと思われるんだけど、そこら辺、どんな理由って役場に聞いてもだめかな。ちゃんとした公募の仕方したのかさ。入札の仕方としてね。うん。1社で入札できるのは分かるんだよ。だけど例えば1億、2億のものに対して1社さんしかね入札参加業者がいないっちゃうのはね、これちょっと如何なもんかなと思うんですけど。例えば道のAでも十分できる工事だと思うんだけど、その辺の考え方ってどうだったんでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）今回このエリア設定をした経過につきましては、沼田町としまして実績のある業者さんに是非とも沼田町で関わっていただきたいというふうに思って地域設定をしてきております。その中で実施をさせていただいておりますので、特に問題のない形で公募、公告を行って今回の入札に至ったというふうに判断しております。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○10番（大沼恒雄議員）あんまりよろしくないけどいいわ。

○議長（小峯聡議長）はい。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第8。議案第34号。令和4年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第34号。令和4年度沼田町一般会計補正予算について。令和4年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和4年4月27日提出。町長名でございます。別冊の令和4年度沼田町一般会計補正予算（第1号）2頁をお開き下さい。令和4年度沼田町一般会計補正予算（第1号）。令和4年度沼田町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,515万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,624万1千円と定める。2項省略させていただきます。令和4年4月27日提出。町長名でございます。本補正予算につきましては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、自然学校の拠点施設、コワーキング施設としてほたる学習館を有効活用するため、破損個所の修繕や設備の改修等を行うものでございます。8頁をお開き願いたいと思います。8頁、歳出でございます。2款総務費、1項10目振興費4,515万円を増額補正するものですが、10節需用費、修繕料130万円の増額は、玄関底部分の修繕と、電気引込開閉器盤の老朽化により更新するものでございます。14節工事請負費4,185万円の増額補正は、説明欄に記載してございますほたる学習館の改修に係わる各工事費用を予算計上させていただいております。17節備品購入費200万円の増額は、テレワーク用の個室ブース3基を購入する費用でございます。財源についてご説明させていただきます。国の令和3年

度補正予算におきまして、デジタル田園都市国家構想推進交付金が創設されました。今回提案しておりますほたる学習館、ワーケーションスペースなどの整備が本交付金の対象となることから、これを活用して施設を整備し、都市からの新たな人の流れを作り、交流人口、関係人口の拡大を図るものでございます。補助率は4分の3。補助裏には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当致しまして、全額国費により実施するものでございます。なお、当初予算に計上しております企業誘致戦略策定事業も本交付金の対象となったことから、当初充当しておりました企業等誘致推進基金を減額し、本交付金を充当することとして財源整理してございます。7頁へお戻り下さい。16款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金4,845万円の増額は、歳出2款総務費でご説明致しましたほたる学習館改修に係わる費用と財源振替分の費用を整理してございます。20款繰入金、1項5目企業等誘致推進基金繰入金330万円を減額するものですが、歳出でご説明致しました企業誘致戦略策定事業の財源振替により減額整理するものでございます。以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○2番（畑地誉議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○2番（畑地誉議員）質問させていただきます。まずですね、ほたる学習館の周辺のデジタル整備なんですけれども、非常にこうエリアとして電波が弱い地区が相当ある感じがするんですよ。先ほど協議会の中でも中庭とか裏庭とか整備をするような話されてましたけれども、これは外でワーケーションができるような環境になっているのかどうかそこをお伺いしたいと思います。

○議長（小峯聡議長）産業創出課長。

○産業創出課長（赤井圭二課長）はい。ほたる学習館の周辺の話になりますが、まずほたる学習館はW I - F Iは整備してございます。当初ですね、これが外の方にも一部電波が飛ぶようになっております。ですから、中庭それから裏庭には一部電波が届きます。ただこれが実質大容量のですね、安定した速度で受発信できるかというところはちょっと難しいかなというふうに考えております。

○2番（畑地誉議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○2番（畑地誉議員）岸田首相がね、デジタル田園都市構想というような大きなこう構想を打ちたててやってる中身ではあるんですけども、どうもワーケーションのこのスタイル自体にどうもこの整備が私はあまり合っていないのかなというふうに

思ってるんですよ。ですから、周辺の電波をこう環境良くして、例えばあんまり企業名言うとなんなんですけど、ハイテクインターさんの例えばローカルなLTEだとかそういうものを整備した上で、例えばほたるを生中継できるような、そういう人が来た時には多少離れててもそこから生中継できるようなそういった環境整備をしてからですね、進めてくべきなのかなというふうに思ってるんですけども、そこ如何でしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。産業創出課長。

○産業創出課長（赤井圭二課長）はい。仰るように元々幌新地域もハイテクインターさんの一部テスト的に確か電波を飛ばしてたかと思いますが、中々不安定だったという部分がありました。畑地議員仰るように今ハイテクインター様とですね、地域の中でローカル5G、或いはプライベートLTEの今実証実験をしようという計画を今検討しているところでございます。できればこのエリアに対しても実証実験できるようにですね、機械が整備できるように考えていきたいと考えております。

○2番（畑地誉議員）是非お願いします。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（閉会宣言）

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和4年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

午後 2時57分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 岸 聡

署名議員 畑 地 啓

署名議員 久 保 元 宏